Title	貧困問題の歴史的位相(下)
Author(s)	柴田, 武男
Citation	聖学院大学論叢, 第 26 巻第 2 号, 2014.3 : 201-210
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_i d=4854
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

貧困問題の歴史的位相 (下)

柴田武男

抄 録

貧困問題を奨学金返済問題から論じると、戦前の奨学金は育英を理念としながらもその実態は戦争遂行のための手段であった。戦後は育英も奨学も理念として無く、日本学生支援機構は修学のための学資金を貸与する金融機関となった。貧困と格差を解消する手段として無償の教育と給付制の奨学金が指摘されるが、教育の機会均等とは何か、なぜ必要なのか、それを未来への投資と経済概念で理解して良いのか疑問である。学ぶこと自体に社会が支える価値がある、という社会認識への根本的変革が必要であり、それなくしては、現代的貧困は理解できない。

キーワード;日本学生支援機構、奨学金、給付制奨学金、教育の機会均等、貧困問題

1. 初めに

「貧困問題の歴史的位相 (上)」⁽¹⁾ では、現代の貧困状況を切り出して平成の『貧乏物語』として提示することを課題とした。貧困という茫漠たる問題をどのように切り取るのか、それも戦前・戦後において比較する基軸を何に求めるのか。本稿ではそれを奨学金問題として論じたい。奨学金が現在の貧困を象徴しているとの指摘はすでにいくつかの論考で指摘されている。「奨学金「市場の」の拡大とともに、利用者の「将来の債務」が増大し、新たな「貧困と格差」を生み出している。」⁽²⁾ さらにまた、「奨学金という名の貧困ビジネス」と指摘する書籍も出版されている ⁽³⁾。

奨学金問題が問われるのは、「国が行う奨学金制度は、本来、憲法第26条「教育を受ける権利」、教育基本法第四条「教育の機会均等」を保障するためにある。」(*) という認識からであり、「教育の機会均等」が経済格差を是正し、また、貧困問題への有力な対策だとの共通理解がある。そして、それを公的に支え最も大きな存在となっているのが日本学生支援機構である。同機構は、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会を統合し、2004年4月1日に発足したものであり、その前身たる中心は日本育英会である。さらに、日本育英会は、財団法人として1943年10月18日に発足した大日本育英会を前身としてい

聖学院大学論叢 第26巻 第2号 2014年

る。

大日本育英会の奨学金の規模は巨額である。

「第十六條第一項第一號ニ規定シテ居リマスル擧資ノ貸與に要シマスル資金ハ,毎年度所要額ヲ大蔵省預金部ヨリ借入レルコトニナッテ居リマシテ,政府ハ其ノ借入金ノ元本ノ償還ト利息ノ支拂ニ付テ,二億七千四百萬圓ヲ限度トシテ居リマシテ」⁽⁵⁾

と予算の上限が2億7400万円というものである。日本銀行の企業物価戦前基準指数を参考に現在金額に換算⁶⁰ すると約903億円に過ぎず、日本学生支援機構の平成24年度予算の貸与金総額は1兆1,263億円と比較する少額にも思えるが、当時の国家予算99億9555万6120円からするとその巨額さが理解できる⁶⁷。

国民の知的水準の向上は戦前において、ある意味国家主義的な発想から現在よりはるかに問題意識は高かったという側面があるが、それにしても、大日本育英会は1943年10月18日に発足したわけで、その三日後10月21日に東京の明治神宮外苑競技場では文部省学校報国団本部の主催による出陣学徒壮行会が行われている。一方で、奨学金制度を充実するために巨額な国費を用意し、その一方で学業を中途で放棄させている。これは壮大な矛盾ではないのか。その名称から安易に日本育英会は大日本育英会を前身としているとしているが、その理解で良いのか。そもそも、戦前における奨学金と貧困の関係はどのように理解されているのか、まず、この問題を解かねばならない。

2. 戦前における奨学金制度理念の検討

大日本育英会の創立の発端を理解するには、まず、学徒動員への非常に高い評価を確認しなければならない。

「學徒が如何ニ今日目覺メ. 又緊張シテ国家ノ爲ニ命ヲ捧ゲテ御奉公シテ居ルカト云フコトハ, 是ハモウ我々常ニ感激ノ外ナイノデアリマス, ト同時ニ又軍ノ要請カラ軍ノ技術要員トシテ役立タセル爲ニ, 入營ヲ延期シテ學窓ニ殘ッテニア勉強シテ居リマスル者モ, 非常ニ緊張シテヤッテ居リマシテ, 寧ろ早ク實戦ノ方面へ出テ, 自分ノ學問ヲオ役ニ立テタイト云フヤウナ熱意ニ燃エテ居ルト云フ次第デアリマスル」⁽⁸⁾

これは抽象的な意気込みの問題ではなく、学徒動員での軍需工場などでも具体的な効果が現れていることを受けてのことである。

「其ノエ場等(従来、出席率ト言ヒマスカ勤務率が餘り良クナカッタサウデアリマスガ、最近ニ數千人、一萬人近イ職エガ、朝ノ通勤ニハ殆ド日ニ二人三人位ノ遅刻者ガアル位ノ程度デ、非常ナ良イ成績ヲ挙げテ居ル、マアソレ(學徒ノ何バカリデハアリマセヌガ、學徒ナドノ影響ガアルト云フコトヲ社長カラ聞イタヤウナ譯デアリマシテ」⁽⁹⁾

規律正しく勤労意欲の高い学生が一緒に軍需工場で働くことで、一般工員の規律にも好影響が生じていることがここから読み取れる。では、その理由をどこに求めるのか。

「此ノ勤勞等ハモウ教育ノー環トシテ之ヲ實施シテ行クト云フ方針ヲ以テ臨ンデ居ルノデアリマシテ、唯勞務ノ提供ト云フヤウナ低調ナ考へ方デナタ、矢張り行學一體ト云フ見地二立脚シテ、之ヲ指導シテ參ルヤウニ致して居ル譯デアリマス」(10)

というのが答えである。教育の成果というのである。教育の成果ということから、次のような発言が導かれる。

「優秀ナル者トシテノ標準並ニ其ノ銓衡方法ニ付テモウ少シ具體的ノ御説明ヲ承りタイト存ジマス,昨日岡部文部大臣ノ御説明ニ依リマスト,單ニ秀才バカリデナク.體力,人格等ノ優レタ者ヲ選ブ方針デアルト云フ風ニ承リマシタ,是ハ誠ニ御尤モナコトデ,特ニ人格ノ點ニ付キマシテハ,愼重ニ銓衡サレタイト存ジマス」(11)

奨学金はすべてのものに給付、あるいは貸与出来るものではないとしたら、必ず選考の問題が生ずる。誰に奨学金を与えるのか、どのような形で選考するのか、それが奨学金の本質でもある。「大日本育英会法」の第一条では、「優秀ナル学徒ニシテ経済的理由ニ因リ修学困難ナルモノニ対シ学資ノ貸与共ノ他之力育英上必要ナル業務ヲ行ヒ以テ国家有用ノ人材ヲ育成スルコトヲ目的トス。」とある。ここに大日本育英会奨学金の本質が語られている。

経済的理由により就学困難とは、日本育英会を経て現在の独立行政法人日本学生支援機構法「第十三条機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。」という文言に重なる。「優秀ナル学徒」も「優れた学生等」に重なる。重ならないのは、「国家有用ノ人材ヲ育成」と「教育の機会均等に寄与するため」という目的の部分である。表面的にはかなり相違した文言ではあるが、果たして両者は決定的に違っているのであろうか。「教育の機会均等」とは何のためにあるのか。それは「国家有用ノ人材ヲ育成」のためだとしたら戦前の理念と重なる。重ならないとしたら、「教育の機会均等」とは何を目的とするものなのか、この検討は最終

章で行う。

もう一つ決定的に異なるのが、「育英上必要ナル業務」という文言にある「育英」である。日本学生支援機構法には、日本育英会として育英の二語はあるが、育英としての用語は一切用いられていない。育英と類似の用語として奨学があるが、奨学金貸与事業を行うとされる日本学生支援機構の設置法において「奨学」という二語も一切使われていないのである。ここで使われているのは、学資金であり、修学である。修学のための学資金を貸与する組織が日本学生支援機構なのである。ここに大きな断層がある。

「戦後の奨学金制度は、「「奨学」と「育英」の理念の二重性のなかで、両者の調整は課題とされ続けていくことになる」(12) という指摘は説得的であるが、日本学生支援機構においてはこの問題は整理されている。一部の成績優秀者をエリートとして選抜して手厚く学習環境を整備するという育英思想は消え去っている。日本学生支援機構における「優れた学生等」とは、無利子の第一種においても、「高校の評定平均値が3.5以上など」「大学の成績がGPA3.0以上など」というものであり、有利子の第二種ではさらに緩められて「高校の評定平均値が3.0以上など」「大学の成績がGPA2.0以上など」でエリートを選抜し育英するという制度になっていない。

では、大日本育英会の制度理念をどう考えたらよいのか。戦前、学業を中断させ工場に戦場に学徒が動員される戦下時に提案される奨学金の理念とは何か、何のために強化・拡大されようとしたのか。それは、まず第一に、「国家有用ノ人材ヲ育成」という教育の成果が学徒動員で逆に立証されているという皮肉な事実がある。戦争遂行という国家目標を教育の現場で教え込む、それも赤化思想などにかぶれないようにしっかりと教え込まねばならない。そのためには、教育者をまず育てなければならない、だから教育者を優遇すべき奨学金制度の整備が望まれると言うことになる。

「一時長野縣ニ於キマシテハ, 悪思想が激育界ニ傳播致シマシタ, 内情ハドウ云フ状況デアッタカト云フト, 縣下ノ秀才が中央二留學ヲ致シマシテ, 郷里二帰リマスルト, 知識欲ニ富ンダ所ノ若イ學徒(其ノ東京カラ歸ッタ所ノ者ヲ非常ニ歓迎ヲ致シマシタ, 此ノ結果長野縣ノ當時ノ小學校即チ今ノ國民學校ナドニ於テ, 盛ニ全國第一位ニ位スベキ共産黨事件ヲ生ジタノデアリマス, 其ノ原因ヲ探ッテ見レバ, 必ズシモ是ハ其ノ秀才ノ學徒ダケノ罪デハナイノデアッテ, 其ノ根本問題ハ大學ヲ始メ中央ニ於テ赤化思想ト云フモノガアッタコトガ基ニナッテ居ルノハ申ス迄モナイノデアリマス」(13)

まさしく「赤化思想」という言葉を用いて危機感を露わにしている。単に学業成績優秀ではダメであり、「正しい」思想を、考え方を持つ若者を選抜すべきという問題意識であり、この思想上の問題は帝国議会でかなり議論となっている。制度設計全体では、中等学校段階で6,000人を選抜し、学年進行で進学者は減少していき、専門学校へ行くのが1,500人。旧制高校とか大学の予科に行く

のが 1,300 人。合計 2,800 人が進学,旧制大学に進むのは 1,200 人くらいという一番最初の事業計画だとしている。これを事前の申し込み,予約制によって学費全額を貸与するものであった (14) 。

とはいえ、これらの奨学生が選抜されたエリートというものではなかった。元文化庁長官で日本 育英会理事長も務めた元文部官僚の川村恒明氏は、「大学院又八研究科ノ特別研究生」について言及 し、「戦争を遂行していくうえで、将来どうしても不可欠と思われる最も優秀な学生を選んで、これ は大学院に入れて、徴兵も猶予する、奨学金も給与する」⁽¹⁵⁾ 制度と説明している。「当時の帝国大学 の助手の初任給相当分を給与する」というのであるからまさしく育英、エリート選抜・育成の奨学 金である。

つまり、大日本育英会の奨学金制度は、確かにその第一条で「経済的理由ニ因リ修学困難ナルモノニ対シ学資ノ貸与」と経済的理由を謳っているが、その制度的理念は貧困対策を意図したものではない。むしろ、それは当時にして二百幾つもの國以外の県・郡等で設立された育英会が貧困対策としては機能しているとの指摘がある(16)。

では、大日本育英会の奨学金は何のためのものか。軍事力の増強には間接的な法文系統の学生は 直ちに入営することになり、学徒動員として学びの場から追放し、理系を中心とした生産力増強に 直接役に立つ学生は、軍の技術要員として役立たせるために学窓に残して勉強させ、彼らを中核に して戦争遂行のための正しい「聖戦意識」を植え付けるシステムであった。だからこそ、「いよいよ 日本の敗色が濃厚になった時に、特殊法人として大日本育英会が設立」⁽¹⁷⁾ されたのである。大日本 育英会の奨学金は、「経済的理由ニ因リ修学困難」という貧困問題を第一条に掲げながらも、本質は 戦争遂行のための手段であった。

3. むすびにかえて……奨学金制度と貧困問題

日本学生支援機構の奨学金制度は貧困ビジネスであると指摘されている⁽¹⁸⁾。奨学金制度が劣化しているという指摘は、拙論でも主張したことがある⁽¹⁹⁾。拙論において「若者の未来を切り拓くはずの奨学金制度が市場原理という濁流に飲み込まれ、逆に未来を塞ぐものなっているおぞましい現実」と批判している。日本学生支援機構という名称である。名称からすれば、学生を支援する組織のはずであるが、必ずしもそうなってはいない現実がある。奨学金制度が貧困ビジネスとして若者の未来を塞いでいる。

大内裕和中京大学教授は、学費の高騰、高卒就職機会の激減、非正規労働の急増で奨学金を借りて大学に進学せざるをえない状況と、その返済が困難な日本社会の現状を的確に指摘して「教育における「格差と貧困」を是正するための奨学金が金融事業化することによって、「奨学金という名のローン」となり、むしろ「格差と貧困」を新たに生み出す装置となってしまっています」⁽²⁰⁾ と結論している。

日本学生支援機構の奨学金の制度的欠陥とそこから生ずる問題点は、奨学金問題対策全国会議編の『日本の奨学金はこれでいいのか』でほぼ論じられているので、ここでは、そもそも教育における「格差と貧困」を是正するために奨学金がなぜ税金で購われなければならないのか、はたまた、「教育の機会均等」とは何か、を改めて検討したい。

この問題については、教育学者の三輪定宣帝京短期大学教授の論考が参考になる。

「無償教育・給付制奨学金は、すべての人が人間的に発達し、生存に不可欠な生来的権利である「教育を受ける権利」(教育への権利)を保障するために、「教育の機会均等」を実現し、国民を教育の経済的負担から解放するばかりではない。同時にそれは、すべての人にかけがえのない教育を、個人の自己責任・自己負担ではなく、公費により社会全体で支えることにより、学びの成果、自己の能力を個人の私的利益にとどまらず社会の公的利益のために役立てようとする学習の動機、人格形成・完成を促す真に教育的な教育条件となりうる。無償教育・奨学金は、公教育を私益追求から公益拡大の社会的基盤に転換させ、あらゆる分野の発展の原動力となる。」(21)

ここで、「国民を教育の経済的負担から解放」とあるが、教育にはコストがかかり、それはどこかで国民が負担して初めて成立しえるものであり、ここの記述は経済学的には抵抗がある。社会全体で支えることとは、受益者負担原則を適用しないことであるが、例えば大学進学にかかる費用を公費で負担すれば、高卒で就職する者にはその恩恵が無いことになる。負担ばかりで直接的な受益は無い。また、「教育の機会均等」とは何を意味するのか、日本の学校制度を前提にどこまで進学を保障すれば「教育の機会均等」の実現と言えるのか。

日本国憲法第26条は、教育を受ける権利および義務教育について規定していて、

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利 を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務 を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

と書かれている。義務教育は小学校・中学校の9年間とされ無償で提供されている。これで、「教育の機会均等」が実現されているとは、少なくとも三輪教授は考えておられない。義務教育を超えて、高等学校、大学、さらに大学院があり、修士課程と博士課程まである。「教育の機会均等」はどの時点の進学まで保障すれば実現できたと言えるのか。そもそも、それは実現可能なことなのか。大学まで進学を保障しても、大学それ自体にレベルの差があり、施設の差があるのが現実であり、それで教育を受ける権利が平等に満たされることになるのか。憲法の文言にとらわれる必要は必ずしも無いが、「その能力に応じて」とあり、無条件で「教育の機会均等」を保障しているものでも無い。どんな能力が試されるのか、また、誰がどのような手段でそれを行うのか。また、三輪教授は

無償教育・奨学金のメリットとして「あらゆる分野の発展の原動力となる」と指摘している。ということは、「発展の原動力」とならないような教育は意味が無いのか。発展という物差しで教育の意味が測られるとしたら、戦前の大日本育英会の奨学金と大差ない。

教育は教育自体に価値があり、意味があると考えたいのであるが、それではそれを社会的に支える意義が乏しくなる。なぜ、税金を投入して「教育の機会均等 | を実現するのかという問は残る。

貧困問題は確かに教育の問題に直面する。教育によって労働力に付加価値をつけてより高い収入を目指す、逆に教育機会が失われれば単純労働に従事して収入は低いままで格差の拡大に繋がる。これがリアルな現実である。リアルな現実しか見ない経済学では、正規労働者としての生涯賃金は2億3千万円、非正規だとそのおよそその三分の一の8千万円にしか到達しないと試算して、大学を卒業すれば正規労働者として高い賃金を得られやすく、投資として合理的だと説く。ここにも壮大な論理の欠陥がある。大卒の労働者全員が正規労働者として高い賃金を得られるわけで無く、企業が必要とする一定数しか正規労働者として就職できず、これではいくら「教育の機会均等」を実現しても「就職の機会均等」は実現しないことを意味する。つまり、賃金論では限界がある。

貧困問題を奨学金を切り口に考察を進めていくと、河上肇の『貧乏物語』にもどる。河上肇が貧困問題対策として制度的解決では無く、奢侈の廃止として道徳的抑制を解決策としたことには、大内兵衛からも福田徳三からも嘲笑に近い批判を受け、後年、河上肇自身その批判を受け入れて『貧乏物語』を絶版にしたことは前稿で述べたところである。

「河上は、なればこそ社会主義の伝道を決意し、『大阪朝日新聞』に連載をはじめたのに、その結論は人心改善政策に終ってしまった。一しかもその為の何の具体的政策も示さぬままに一のはどうしてなのであろうか。」と杉原四郎は問題提起して、さらに、「体制の根本的転換という事態が生ずるためには、経済観、道徳観、人間観の根本的転換がその前提として、またそうした体制の転換を円滑に実現する条件として必要であるという問題意識が当時『貧乏物語』の執筆過程で河上に強まってきたのではなかろうか。」という問いから、「河上は制度改造による社会主義実現を見るためには、経済思想がまず個人主義から人道主義への転換が必要である一金持や有識者、指導者の意識改造がとくに重要であるが、それも社会一般の経済意識の変革の中ではじめて可能」と考えたと結んでいることは前稿(上)で指摘したところである。

奨学金問題は制度的問題であるから、その解決策も制度的解決としなければならないが、しかし、 奨学金問題をその原点にまで辿り、教育の機会均等とは何かを問えば、また、なぜ教育の機会均等 が必要と考えるのかとまで問えば、それを「無償教育・奨学金は、公教育を私益追求から公益拡大 の社会的基盤に転換させ、あらゆる分野の発展の原動力となる」という論理で解決できるのか。大 日本育英会の下での奨学金制度を反面教師として学べば、社会に役に立つとか、「発展の原動力」と して奨学金を道具として持ち出すことに躊躇せざるを得ない。究極的には、奨学金を社会が支える 意味は、学ぶこと自体にあるとしなければならない。 学ぶことを経済発展の手段としてのみ見なすこと自体に現代的貧困がある。その克服は、河上肇が主張するように「社会一般の経済意識の変革の中ではじめて可能」なことであり、体制の根本的転換という事態が生ずるためには、経済観、道徳観、人間観の根本的転換がその前提」という河上肇の主張は、今こそ傾聴に値するものとして現代に蘇る。そして、学ぶことの価値を経済換算することからではなく、それ自体を価値あるものとして評価する「人間観の根本的転換」なくしては、現代的貧困の把握さえ困難なのである。現代的貧困とは、すべてのものが経済換算されて評価されるというその仕組みと認識自体から生じているのである。

注

- (1) 拙稿「貧困問題の歴史的位相 (上)」『聖学院大学論叢』第26巻第1号,2013年10月。
- (2) 岡村稔「奨学金はどこへ行く」『現代思想』2012年4月号 (vol. 40-5) 青土社, 212頁。
- (3) 奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか』あけび書房、2013年10月。
- (4) 岡村稔前掲論文, 212 頁。
- (5) 第八十四回帝國議會貴族院「大日本大日本育英會法案特別委員會議事速記録第一號」昭和十九年 一月三十一日、42頁。以下、速記録第一號と略す。
- (6) 日本銀行の企業物価戦前基準指数は、企業間で取引される際の商品価格(サービスは含まず)を対象として昭和9年〈1934〉~11年〈1936〉平均=1として倍数を試算したものである。1943年は2.046、2012年は674.3であるので、約330倍すれば現在価値に換算できる。http://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/j12.htm/ を参照のこと。(2013年11月30日現在)
- (7) 財務省の「統計表一覧1. 予算決算及び純計(1)歳計第1表 明治初年度以降一般会計歳入歳出予算決算」から数字を引用した。これは1943年第81議会本予算の数字であり、追加予算を含めた予算総額は143億7321万5941円に達している。http://www.mof.go.jp/budget/reference/statistics/data.htm を参照のこと。(2013年11月30日現在)
- (8) 速記録第一號, 8頁。
- (9) 速記録第一號, 8頁。
- (10) 速記録第一號, 8頁。
- (11) 第八十四回帝國議會貴族院「大日本大日本育英會法案特別委員會議事速記録第四號」昭和十九年 二月三日,61頁。以下、速記録第四號と略す。
- (12) 白川優治「戦後日本における公的奨学金制度の制度的特性の形成過程—1965 年までの政策過程の検証を中心に—」『大学論集』第43集(2011年度)広島大学高等教育研究開発センター,2012年3月。139頁。同論文で白川氏は、「育英制度調査会は、学徒厚生委員会の答申を具体化することを主眼としていた。しかし、社会経済状況のなかで広く学生の救済を志向した学徒厚生委員会答申に対して、育英制度調査会意見書は優秀性を要件とすることを提言し、異なる見解を示している。奨学金制度の理念をどのように規定するか、学生救済と「育英」制度の緊張関係を象徴するものと見ることができる。そして、その後、「奨学」と「育英」の理念の二重性のなかで、両者の調整は課題とされ続けていくことになる」と指摘している。更に、その後の発展として「大日本育英会はその創設に当たって、優秀であるが経済的な要因により進学が困難な者を対象に、予約制に基づいて学費全額を貸与することで、進学保障と育英の両方の目的を達成することを目指した制度が設計されていた。しかし、1947年にはそれまで行われていた予約採用制度を中止し、在学生へ必要に応じて貸与することを可能にするように制度が変更される。つまり、育英の理念から奨学を目的に人数が拡大された。この時の採用人数の拡大は予算措置として行われたものであり、法改正等をともなう制度的対応としてなされたものではなかった」(140頁)と育英から奨学への理念の変化を指摘している。

- (13) 第八十四回帝國議會貴族院「大日本大日本育英會法案特別委員會議事速記録第三號」昭和十九年 二月二日,3頁。以下,速記録第四號と略す。
- (4) 川村恒明「第7章 高等教育の環境・構造変化と奨学金制度」独立行政法人 国立大学財務・経営センター「大学の財政と設置形態」第 I 集(平成 11 年 3 月)を参照のこと。川村氏はここで、次のように指摘している。「昭和 18 年の時点で、どういう視点で作られたかといえば、それは、予約採用によって、中等教育、それからその後への進学を保障する。この時点で、高等教育のシェアは極めて少のうございますから、当時の国民学校から中等教育へ、つまり国民学校在学者に対して、あなた、中等学校へ行くつもりがあるかと。能力はあるが、お金がない。それじゃ中等学校に進学したら奨学金をあげるよ。予約というのはそういう意味ですね。だから、国民学校の生徒を対象にした。その時の事業規模の見積りもいろいろありましたが、一応想定したのは中等学校段階で6,000人でございます。その6,000人が学年進行で上がっていくと、専門学校へ行くのが1,500人。それから旧制高校とか大学の予科に行くのが1,300人。合計2,800人が進学するであろう。さらにその中で旧制大学に進むのは1,200人くらいという一番最初の事業計画が残っております。そういう具合に、学年進行で中等教育から高等教育までの進学の機会を保障しようと。こういうことであったわけでございます。」(162 頁)
- (15) 川村恒明前掲書 163 頁に「昭和 24 (1949) 年に、「大学院又八研究科ノ特別研究生」制度を吸収いたしました。これは、大日本育英会が昭和 18 年に設立された時に、まったく別の制度として、文部省直轄の制度として、いわゆる特研生という制度ができました。つまり、戦争を遂行していくうえで、将来どうしても不可欠と思われる最も優秀な学生を選んで、これは大学院に入れて、徴兵も猶予する、奨学金も給与するというわけでございます。当時の帝国大学の助手の初任給相当分を給与するという、非常に思いきった措置を、当時、昭和 18 年に文部省が取ったわけでございます。口の悪い人にいわせると、つまり、戦争がどうなっても、日本民族が絶えないようにするために種馬を残すのだという話も残っているほどでございますが、ともあれ、この特研生は、日本育英会の貸与、お金を貸すというのとは別に、大学院レベルで給費、つまりお金をあげるという、全く別なスタイルでスタートをしたのでございます。」と説明されている。
- (16) 速記録第二號,5頁。さらにここで,大日本育英会は財団法人として1943年に設立され,1944年に特殊法人となるが,当時においてもなぜ文部省直轄で奨学金事業を行わないのかという議論はあった。それに対する子爵岡部長景国務大臣の答弁は,教育は家族が中心となって行うことであり、國の直接の事業として奨学金事業を行うと「親の子女に対する教育の義務というものは,その一角からして希薄になって来る」として,家族が教育の主体で,国家はそのお手伝いをするものであるとの考えを示している。永井浩政府委員(文部省専門教育局長)も「一般の子女の教育というものは親がやる,国家はその親のやる教育を援助をしてやるというようなことになります」(同,8頁)と説明している。財政的な問題があるとしても,ここに国家における教育観がよみとれる。大日本育英会および育英会の歴史については,『日本育英会十五年史』(日本育英会,1960年3月)、および『大日本育英会の歴史については、『日本育英会十五年史』(日本育英会,1960年3月)、および『大日本育英会の歴史については、『日本育英会十五年史』(日本育英会,1960年3月)、および『大日本育英会の歴史を解説してある。さらに、「第三部 資料」として議会記録から関係者の証言など創設関係資料として131頁から196頁まで66頁も収録してあり、大日本育英会の記録として大部のものとなっている。
- (17) 川村恒明前掲書 162 頁。
- (18) 奨学金問題対策全国会議,前掲書参照のこと。
- (19) 拙稿「劣化する奨学金制度」埼玉新聞「経世済民」2013年 10月 22日号。
- 20) 奨学金問題対策全国会議, 前掲書60頁。
- (21) 三輪定宣『教育の明日を拓く』かもがわ出版, 2013年2月。74-75頁。

Historic phase of the issue of poverty, Part II (Conclusion) Takeo SHIBATA

Abstract

When discussing the issue of poverty from the standpoint of student loan repayment, one realizes that scholarships for students before World War II were actually intended as a means for facilitating war efforts rather than for promotion of scholarships as a means of encouraging pursuit of philosophical aims. Even for post-World War II scholarships outside the realm of philosophy, the Japan Student Services Organization (JASSO) became an organization that only offered student loans for the pursuit of university education, not for equal opportunity in future employment. It has often been pointed out that the benefits of a free or low-cost education are aimed at eliminating poverty and inequality, but the achievement of equal opportunity in education does not automatically or necessarily lead to achievement of equal opportunity in employment. Still, the seriousness of the scholarship repayment problem warrants mandatory compliance with the promise to repay student loans: measures for ensuring repayment of loans and equal employment for students when they finish their education are urgently needed.

Key words; Japan Student Services Organization (JASSO), student loans, scholarships, equal opportunity in education, the issue of poverty